

令和7年長審第13号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年1月24日06時05分

長崎県有川港東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 19トン

全 長 21.18メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 846キロワット

3 事実の経過

Aは、平成8年1月に進水し、2機2軸2舵を備えた軽合金製貨物船で、船体中央部後方寄りに操舵室を配し、同室にGPSコンパス、レーダー、GPSプロッター、舵輪、機関遠隔操縦レバー等を装備し、舵輪後方に操縦席を備え付け、a受審人が1人で乗り組み、雑貨約6トンを積載し、船首0.5メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和7年1月24日04時15分長崎県佐世保港を発し、有川港に向かった。

a受審人は、操舵室のすべての窓及び扉を閉め、12海里レンジとしたレーダー及び0.5海里レンジとしたGPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、05時10分半崎浦港沖防波堤灯台（以下「沖防波堤灯台」という。）から071.5度（真方位、以下同じ。）14.1海里の地点で、針路を260度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、05時57分半沖防波堤灯台から025.5度2.4海里の地点に至り、左舷船首方に当たる有川港周辺水域に設置された定置網を探知するため、レーダーを1.5海里レンジに切り替え、針路を256度に転じて続航した。

a受審人は、05時59分半沖防波堤灯台から014.5度2.1海里の地点に達したとき、穏やかな天気であり、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催したが、間もなく入港するので眠気を我慢することができるものと思い、操縦席から立ち上がって操船に当たったり操舵室の窓を開けて外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、白瀬に向首進行し、06時05分沖防波堤灯台から332度1.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、白瀬に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う凹損を、両舷の推進器翼、推進器軸及び舵板に曲損をそれぞれ生じ、後に廃船処理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、有川港東方沖合において、同港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、白瀬に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、有川港東方沖合において、同港に向けて操縦席に腰を掛けた姿勢で航行中、気の緩みが生じて眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、同席から立ち上がって操船に当たったり操舵室の窓を開けて外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく入港するので眠気を我慢することができるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、白瀬に向首進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせ、廃船するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年2月17日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文